

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第3199号について

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 ^{まつむら} 松村 ^{まさお} 雅生）は、本日、次の答申を行い、横浜市長が行った一部開示決定は妥当ではなく、開示範囲を拡大すべきと判断しています。

1 答申の件名

「土地計算・異動連絡票」及び「土地（補充）課税台帳兼評価調書（令和 2、3、4 年度分）3 枚」の一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3199号】

2 諮問までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
3199	令和 4 年 6 月 24 日	令和 4 年 7 月 19 日	令和 4 年 9 月 29 日	令和 4 年 10 月 28 日	個人	市長

3 対象行政文書、原処分の内容、審査会の結論

答申番号	対象行政文書	原処分の内容・主な理由(概要)	審査会の結論
3199	「土地計算・異動連絡票」及び「土地（補充）課税台帳兼評価調書（令和 2、3、4 年度分）3 枚」（以下「本件審査請求文書」という。）	一部開示 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 1 号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年 12 月横浜市条例第 41 号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第 7 条第 2 項第 1 号に該当 （税務に関する証明、閲覧及び照会の基礎となる課税台帳、申告書、収納簿等の諸帳票（以下「課税台帳等」という。）の記載事項は、納税者等の秘密に属する事項であり、法令の定めるところにより、公にすることができない情報であるため） 旧条例第 7 条第 2 項第 2 号に該当 （課税台帳等の記載事項は、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため。また、他の情報と照合することにより、特定の個人が識別されるおそれがあるため） 旧条例第 7 条第 2 項第 6 号に該当	開示範囲を拡大すべき

答申 番号	対象行政文書	原処分決定内容・主な理由(概要)	審査会 の結論
		(課税台帳等の記載事項を開示することで、納税義務者との信頼・協力関係を損なうおそれがあり、今後、税務行政の円滑な運営に支障が生じ、適正な課税及び税収の確保ができなくなるおそれがあるため)	

4 審査会の判断の要旨

答申 番号	判断の要旨
3199	《答申に当たっての適用条例について》 一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。 《固定資産税に係る事務について》 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第403条第1項では、市町村長は、法第388条第1項に基づき総務大臣が定めて告示した固定資産評価基準（昭和38年自治省告示第158号。以下「評価基準」という。）によって、固定資産の価格を決定しなければならない旨を規定している。 横浜市では、評価基準を基に横浜市固定資産評価事務取扱要領（以下「要領」という。）を定め、固定資産税及び都市計画税の賦課事務を行っている。 土地（補充）課税台帳兼評価調書は、登記簿に登録されている土地又は登記簿に登録されていない土地で固定資産税を課することができるものについて、賦課の基礎資料となる土地の納税義務者の住所、氏名又は名称、所在、地番、地目及び地積、価格等を記載した帳簿で、原則として一筆ごとに作成される。 横浜市では、固定資産税を課することができる土地について、毎年3月31日までに、土地価格等縦覧帳簿（土地の所在、地番、地目、地積及び価格を記載）を作成し、法第416条に基づき縦覧に供している（以下「縦覧制度」という。）。 《本件審査請求文書について》 特定町特定地番の土地（以下「本件土地」という。）に係る評価額の算出に当たり作成した土地計算・異動連絡票（以下「文書1」という。）及び価格等を登録している帳簿である土地（補充）課税台帳兼評価調書（以下「文書2」という。）のうち、令和2年度から4年度分までである。 旧条例第7条第2項第1号、第2号及び第6号に該当するとして非開示としていることから実施機関に確認したところ、答申の「3 実施機関の一部開示理由説明要旨」の主張のほか、次の説明があった。 ア 旧条例第7条第2項第1号の該当性について 税務に関する証明、閲覧及び照会の基礎となる課税台帳等の記載事項は、法第22条に規定する「秘密」に該当するため、第三者への開示は法律で守秘義務を解除することが望ましく、固定資産課税台帳を閲覧できる者及びその証明書の交付を求めることができる者については、法第382条の2及び第382条の3で規定している。 本件非開示部分は、いずれも固定資産課税台帳の登録事項、その他固定資産税の評価・課税に係る納税義務者の秘密に属する事項であるため、法律上認められている場合以外に第三者への開示は応じられないものと考え、本号に該当し、非開示とした。 イ 旧条例第7条第2項第2号の該当性について 固定資産課税台帳の登録事項、その他固定資産税の評価・課税に係る事項は、通常、納税義務者本人又はその同居家族しか知り得ない情報である。仮に、これらの情報を開示した場合、

答申 番号	判断の要旨
3199	納税通知書の送達先の変更等の手続に悪用されるおそれがあり、送付した納税通知書等に記載された固定資産の所在、評価額等の財産情報が流出するおそれがある。 以上のことから、これらの情報を開示すると、納税義務者の財産情報という保護されるべき権利を害するおそれがあることから、本号に該当し、非開示とした。 また、個人の財産情報である評価額、税額そのもの又は評価額等を算出する過程で使用する数値やコードについては、路線価等の他の情報と照合することで、評価額等を算出することが可能となり、保護されるべき財産情報の権利を害するおそれがあることから、本号に該当し、非開示とした。 ウ 旧条例第7条第2項第6号の該当性について 法第403条において、「職員は、・・・納税者とともにする実地調査、納税者に対する質問、納税者の申告書の調査等のあらゆる方法によって、公正な評価をするよう努めなければならない。」とされている。その評価に係る地方税に関する調査等の権限は、法第353条等に基づき地方税の賦課徴収を行うためにのみ認められたものであり、賦課徴収事務の性質上、納税者等からの申告、報告又は質問検査権の行使によって納税者等の秘密を知ることとなる。納税者等の秘密が容易に税務職員から漏れるようでは、納税者等の税務行政に対する信頼と協力が得られなくなり、税務行政の円滑な運営に支障が生じ、適正な課税及び税収の確保ができないおそれがある。 以上のことから、課税台帳等の記載事項に該当する事項を開示することは、調査等により把握した事項を含む情報の漏えいにつながり、租税の賦課又は徴収に係る事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、本号に該当し、非開示とした。 当審査会は、実施機関が非開示とした部分を見分した上で、別表1のとおり非開示部分1から非開示部分27までに分類し、それぞれの旧条例第7条第2項第1号、第2号及び第6号の該当性について判断する。 《旧条例第7条第2項第2号の該当性について》 ア 非開示部分1、非開示部分4から非開示部分8まで、非開示部分13から非開示部分16まで、非開示部分18、非開示部分20、非開示部分23から非開示部分27までについて 非開示部分1、非開示部分4から非開示部分8まで、非開示部分20及び非開示部分24から非開示部分26まで（以下「非開示部分1等」という。）には本件土地に係る基本情報が、非開示部分13には前年度の課税標準額を算出する際に使用する管理番号である類似土地番号が、非開示部分14、非開示部分16、非開示部分23及び非開示部分27（以下「非開示部分14等」という。）には本件土地に係る課税額の減額に関する情報等が、非開示部分15には市街化区域農地の課税標準の特例の区分等が、非開示部分18には決裁を要する異動事由が生じた場合の理由等が記載されている。これらの情報は、個人に関する情報であるが、特定の個人を識別することができるものではなく、かつ、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものとも認められないため、本号本文に該当しない。 イ 非開示部分2について 非開示部分2には、7桁の数字から成る所有者コードが記載されている。これらの情報は本件土地の納税義務者それぞれに付された固有の番号であって様々な税務上の事務手続において広く利用されているものである。これらの情報が公になり、第三者が何らかの手段により本人を特定することができた場合には、個人の秘密に関する情報が把握され、あるいは悪用される可能性が否定できない。したがって、これらの情報は、個人に関する情報であって、直ちに特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため、本号本文に該当する。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。 ウ 非開示部分3について 非開示部分3には、本件土地の納税義務者の氏名が記載されている。これらの情報は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。

答申 番号	判断の要旨
	また、当該氏名は、登記簿等に記載される所有者の氏名とは必ずしも一致しないため、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報といえず、本号ただし書アにも該当しない。また、本号ただし書イ及びウにも該当しない。 エ 非開示部分 9 から非開示部分12まで、非開示部分17、非開示部分19及び非開示部分21（以下「非開示部分 9 等」という。）について 非開示部分 9 等には、本件土地に係る評価情報が記載されている。これらの情報は、本件土地の具体的な評価額が記載されているものではないが、要領に記載されている画地計算法や公表されている路線価等の他の情報と照合することにより評価額を推計できる情報である。したがって、個人の財産状況に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため、本号本文に該当する。 また、これらの情報の中には縦覧制度で確認できる情報も含まれているため、同号ただし書アの該当性を以下検討する。 この規定は、法令等の規定により何人でも閲覧することができると定められている個人に関する情報については、何人でも容易に入手できる情報であるため、非開示情報には該当しないことを定めたものである。 縦覧制度は、納税者が土地価格等縦覧帳簿により、自己の資産と他者の資産との価格の比較をすることによって、自己の資産の評価が適正であるかどうかについて確認するための制度であり、法第416条により縦覧の期間や縦覧できる者が定められている。したがって、縦覧制度で確認できる情報については、法令等の規定により何人でも閲覧することができると定められている個人に関する情報には該当しないと解される。 よって、縦覧制度で確認できる情報であっても本号ただし書アに該当しない。また、本号ただし書イ及びウにも該当しない。 オ 非開示部分22について 非開示部分22には、当年度及び前年度の固定資産税及び都市計画税の課税標準額が記載されている。これらの情報は、個人の財産状況に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、これらを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため、本号本文に該当する。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。 《旧条例第 7 条第 2 項第 6 号の該当性について》 ア 実施機関が、本号に該当するとして非開示とした部分のうち、上記で旧条例第 7 条第 2 項第 2 号に該当すると判断した部分については、本号の該当性について改めて判断するまでもない。そこで、その余の部分について、以下検討する。 イ 非開示部分 1 等、非開示部分13、非開示部分14等、非開示部分15及び非開示部分18について 実施機関は、税務調査により必要な情報を得て算定したものであり、実施機関と本件土地の納税義務者のみが知り得る情報であるため、課税台帳等の記載事項に該当する事項を開示することは、調査等により把握した事項を含む情報の漏えいにつながり、固定資産税に係る事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあることを理由として、非開示としている。 当審査会が見分したところ、非開示部分14等及び非開示部分18は、税務調査により必要な情報を得て算定した情報であり、適正かつ公平な課税を実現するための重要な要素と認められる。これらを開示すると、納税者との信頼関係が損なわれ、調査への円滑な協力を得ることが困難となり、固定資産税等の賦課又は徴収に係る事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の説明は首肯できる。 他方、非開示部分 1 等、非開示部分13及び非開示部分15は、これらを開示しても、前述のような支障があるとは認められない。 したがって、非開示部分14等及び非開示部分18は本号に該当するが、非開示部分 1 等、非開示部分13及び非開示部分15については該当しない。 《旧条例第 7 条第 2 項第 1 号の該当性について》

答申 番号	判断の要旨		
	ア 実施機関が、本号に該当するとして非開示とした部分のうち、上記で旧条例第7条第2項第2号や同項第6号に該当すると判断した部分については、本号の該当性について改めて判断するまでもない。そこで、その余の部分について、以下検討する。 イ 非開示部分1等、非開示部分13及び非開示部分15について 非開示部分1等、非開示部分13及び非開示部分15は、本人が他人に知られないことについて客観的に相当の利益を有する情報とは認められず、本号に該当しない。 《付言》 当審査会が、本件処分の一部開示決定通知書の「非開示とする部分の概要」欄を確認したところ、「・・・を除く部分」といった記載内容となっており、このように非開示とする部分の概要を具体的に記載せずに決定すると、実施機関が行った開示、非開示の判断の内容を開示請求者が十分に理解することができないため、今後、実施機関におかれては、決定通知書の記載を適切に行うよう注意されたい。 審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を与えるものではない。		
	別表1		
	非開示部分	名称	文書
	非開示部分1	課税年度	文書1
	非開示部分2	所有者コード	文書1 文書2
	非開示部分3	納税義務者の氏名・名称	文書1 文書2
	非開示部分4	日付等	文書1
	非開示部分5	411条（現348条価格決定通知書）、417条（価格修正通知）	文書1 文書2
	非開示部分6	状況類似地区番号	文書1 文書2
	非開示部分7	公簿上所有者事由欄	文書1
	非開示部分8	沿革・事由、入力年月日・異動区分	文書1
	非開示部分9	画地番号	文書1 文書2
	非開示部分10	画地計算欄（形態、計算区分・路線区分、鋭角・鈍角、用途地区、路線番号、奥行、間口、想定整形地面積、蔭地面積、蔭地割合）	文書1
	非開示部分11	単位当評点、単位当価額	文書1 文書2
	非開示部分12	比準割合、介在山林、造成費、がけ地、その他補正	文書1
	非開示部分13	類似土地番号	文書1 文書2
	非開示部分14	住宅率、小規模住宅率	文書1 文書2

答申 番号	判断の要旨		
	非開示部分 15	農地欄（区分、認定年度、市街化区域農地（旧単位当評点））	文書 1 文書 2
	非開示部分 16	減額減免欄（理由、減額率、減額面積、終了年度）	文書 1 文書 2
	非開示部分 17	一括地と認定した場合の一括利用地	文書 1
	非開示部分 18	決裁理由	文書 1
	非開示部分 19	価格	文書 2
	非開示部分 20	台帳区分、都市計画区分	文書 2
	非開示部分 21	修正率	文書 2
	非開示部分 22	固定資産税課税標準額、固定資産税本則課税標準額、前年度固定資産税（比準）課税標準額、都市計画税課税標準額、都市計画税本則課税標準額、前年度年都市計画税（比準）課税標準額	文書 2
	非開示部分 23	負担水準、負担調整	文書 2
	非開示部分 24	用途	文書 2
	非開示部分 25	共用土地	文書 2
	非開示部分 26	異動区分	文書 2
	非開示部分 27	住宅区分	文書 2
別表 2			
実施機関が非開示とした部分のうち開示すべき部分			
非開示部分 1、非開示部分 4、非開示部分 5、非開示部分 6、非開示部分 7、非開示部分 8、非開示部分 13、非開示部分 15、非開示部分 20、非開示部分 24、非開示部分 25 及び非開示部分 26			

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR7.html>

5 条例（抜粋）

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号）による改正前のもの）

（行政文書の開示義務）

第7条 （第1項省略）

- 2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合は、当該行政文書を開示しないことができる。

- (1) 法令若しくは条例(以下「法令等」という。)又は横浜市会会議規則(昭和43年5月横浜
市会規則第1号)第100条の定めるところにより、公にすることができない情報
- (2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該
情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができる
もの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるも
のを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個
人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情
報
- イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認めら
れる情報
- ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する
国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政
執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報
の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等を
いう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規
定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合におい
て、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等
の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
(第3号から第5号まで省略)
- (6) 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う
事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該
事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の
把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難
にするおそれ
- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は
地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- オ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人
に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例(令和4年12月横浜市条例第 41号)

附 則

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の横浜市の保有する情報の公開に関する条例(以下「新条例」という。)の
規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の行政文書の開示請求について
適用し、施行日前の行政文書の開示請求については、なお従前の例による。

お問合せ先		
市民局市民情報課長	平賀 匡生	Tel 045-671-3881